

## 一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 坂本 仁（以下「甲」という。）と  
「乙」という。）とは、秋田県立医療療育センターの一般廃棄物収集運搬処理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託）

第1条 甲は、秋田県立医療療育センターの一般廃棄物収集運搬処理（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 委託業務の対象となる一般廃棄物の種類及び収集回数は、次のとおりとする。ただし、粗大ごみは、委託業務の対象外とする。

（1）事業系家庭ごみ：週6日収集（日曜日を除く毎日）

（2）資源化物：毎週1回収集（原則として木曜日）

### （委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。（委託料）

第3条 委託料は、次のとおりとする。

品名	単位	契約単価（税別、単位：円）	年間予定数量
事業系家庭ごみ(燃えるゴミ)	k g		105,000kg
資源化物(ビン・金属・ペット)	k g		3,000kg

2 乙は、毎月の末日に、当該月の委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙から前項による実績報告書を受理したときは、速やかに検査確認しなければならない。

4 乙は、前項の検査に合格したときは、当該1ヶ月分の委託料を甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

### （契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程第29条第3号により免除する。

### （秘密の保持）

### 第5条

乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務完了報告)

第7条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託業務に関する業務完了報告を書面により、甲に行うものとする。

(解除等)

第8条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第10条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号  
地方独立行政法人 秋田県立療育機構  
理 事 長 坂 本 仁

乙